犯罪経歴を有する被害者と被害者補償制度

――補償に相応しい「罪のない被害者」の考え方――

Victims with a Criminal History and Victim Compensation System: The Meaning of "Innocent Victims" Deserving of Compensation

隅 田 陽 介*

目 次

はじめに

- 一 アメリカ合衆国における被害者補償制度
- 二 犯罪経歴の取り扱いに関する司法等の評価
- 三 犯罪経歴の取り扱いに関する近時の動向
- 四 被害者が黒人である場合の不均衡
- 五 若干の検討
- 六 わが国の場合

おわりに

はじめに

現在、わが国を含め、世界中の複数の国々で犯罪被害者やその家族に対して経済的な補償を行う被害者補償制度が整備されている¹⁾。例えば、アメリカ合衆国では、すべての州及びコロンビア特別区等で補償制度が整備され、毎年20万人を超える被害者に対して5億ドル近い補償金が支給され

^{*} 嘱託研究所員・帝塚山大学法学部非常勤講師

¹⁾ Office for Victims of Crime, *Victim Compensation Programs*, by Country, https://www.ncjrs.gov/ovc_archives/reports/intdir2005/alphaindex.html (2022 年1月25日最終確認。以下、同じ).

ている²⁾。また、カナダでも1990年までにすべての州等においてこうした制度が整備されている³⁾ということである。その一方で、同制度の運用に関しては、少なからず問題点があることも指摘されている。例えば、合衆国の場合であれば、補償の対象となる資格のある被害者であっても実際に補償を受けられるのは一部に限られている、あるいは、補償の申請をしても本当にそれが認められるかどうかは分からない⁴⁾というのである。これらの指摘に関しては、同制度が適用されるために設定されているいくつかの要件が関係しているとも考えられる。代表的な要件としては、対象となる犯罪の罪種が個人に向けられた暴力犯罪に限定されているということ、被害の内容として身体的な被害を受けていたり、経済的に著しく困窮していること等が挙げられる⁵⁾。もっとも、こうした要件に関しては、被害者

²⁾ Shoham, Shlomo Giora, Paul Knepper, and Martin Kett, ed., International Handbook of Victimology, Boca Raton, FL: CRC Press, 2010, pp. 405–406; Goldscheid, Julie, "Crime Victim Compensation in a Post-9/11 World," Tulane Law Review, Vol. 79, 2004, pp. 182–183; National Association of Crime Victim Compensation Boards, Crime Victim Compensation: An Overview, https://nacvcb.org/victim-compensation/(同).また, Hamilton, Booz Allen, Victims of Crime Act Victim Compensation Formula Grant Program: Fiscal Year 2019 Data Analysis Report, 2021, pp. 3–6, https://ovc.ojp. gov/sites/g/files/xyckuh226/files/media/document/fy-2019-voca-compensation-performance-report.pdf(同)及びOffice for Victims of Crime, OVC Report to the Nation: Fiscal Years 2015–2016, Formula Grants: VOCA Compensation and Assistance, 2017, https://ovc.ojp. gov/sites/g/files/xyckuh226/files/pubs/reporttonation2017/VOCA-compensation-and-assistance-statistics.html(同) 参照。

³⁾ Wemmers, Jo-Anne, Compensating Crime Victims: Report Prepared for the Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime, 2021, p. 15, https://www.victims first.gc.ca/res/cor/CCV-CCV/Report%20-%20Compensating%20Crime%20Victims %20-%20EN.pdf (同).

⁴⁾ Daigle, Leah E. and Lisa R. Muftić, *Victimology*, Thousand Oaks, California: SAGE Publications, Inc., 2016, p. 96.

⁵⁾ *Ibid.* at 95–96; Doerner, William G. and Steven P. Lab, *Victimology*, 7th ed., New York, NY: Routledge, 2015, p. 112; Shoham, et al., *supra* note 2, at 406. これらの

に対する補償はできるだけ幅広く行うことが期待される一方で、財源には限りがあるため、無制限に補償を行うことは現実的ではなく、また、公平性を維持することも求められるといった観点から一定の合理性は認められると考えられる。

その上で、これらの要件の前提になっているともいえる「罪のない被害者(innocent victims)」でなければならないという考え方⁶⁾は、この文言をどのように解釈するのか難しい問題を伴っていると思われる。具体的にこの文言との関係で議論されているのは、合衆国のいくつかの州で規定されている、犯罪経歴を有する被害者に対しては同制度の適用を制限するということの是非である⁷⁾。こうした制限があるために、被害者自身及びその家族も当該犯罪には何ら関与しておらず、刑事上の責任を問われていないにも拘らず、被害者が過去に何らかの罪で有罪判決を受けたことがあるという理由で補償を受けられないというような事態が生じているからであ

要件については、本文一口も参照。

⁶⁾ Tobolowsky, Peggy M., et al., *Crime Victim Rights and Remedies*, 3rd ed., Durham, North Carolina: Carolina Academic Press, LLC., 2016, p. 207; Goldscheid, *supra* note 2, at 189.

⁷⁾ Hancock, Lauren N., "Another Collateral Consequence: Kicking the Victim When She's Down," Washington and Lee Law Review, Vol. 77, 2020, p. 1333; Herman, Susan and Michelle Waul, Repairing the Harm: A New Vision for Crime Victim Compensation in America, The National Center for Victims of Crime, 2004, p. 21 and p. 30; Goldscheid, supra note 2, at 191. 合衆国では、このように刑罰を科された結果として、科刑後、さらに政治や経済・労働・社会福祉等に関連する権利やサービスの享受に関して不利な扱いを受けることは「(判決に伴う) 付随的結果 (collateral (sentencing) consequences)」などと呼ばれて、議論の対象となっているようである。See Demleitner, Nora V., "Collateral Damage': No Re-Entry for Drug Offenders," Villanova Law Review, Vol. 47, 2002, p. 1027; Demleitner, Nora V., "Preventing Internal Exile: The Need for Restrictions on Collateral Sentencing Consequences," Stanford Law & Policy Review, Vol. 11, 1999, p. 153; Burton, Jr., Velmer S., Francis T. Cullen, and Lawrence F. Travis III, "The Collateral Consequences of a Felony Conviction: A National Study of State Statutes," Federal Probation, Sept., 1987, p. 52.

る。例えば、①被害者本人が少年時代に規制薬物の取り引きに関与して有罪とされたために、成人後、交通事故に遭い、負傷したことによって生じた諸費用に関して補償を申請したが、認められなかったというオハイオ州の事例や、②同じくオハイオ州で起きた、傷害事件の被害者が失職に伴う補償を申請したところ、その1年前に、自宅を訪れた警察官に対して暴行を加えたという重罪で訴追されたことがあったため、申請が却下されたという事例、③父親を殺害された家族が葬儀費用等のために補償を申請したところ、その父親は32年前に侵入盗の罪で有罪判決を受けていたという過去があったためにやはり申請が却下されたというフロリダ州の事例である8。

このように犯罪経歴を有することを理由として補償制度の適用を制限するというのは、同制度の趣旨に沿った運用であるといえるのだろうか⁹⁾。

⁸⁾ Santo, Alysia, For Black Crime Victims with Criminal Records, State Help Is Hard to Come By, 2018, https://www.usatoday.com/story/news/nation/2018/09/13/crime-victim-compensation-funds-blacks/1218283002/(同) [hereinafter, Santo I]; Santo, Alysia, The Victims Who Don't Count, 2018, https://www.clevescene.com/cleveland/the-victims-who-dont-count/Content?oid=24220254 (同) [hereinafter, Santo II].

⁹⁾ こうした犯罪経歴を有することを理由とした制限は、合衆国以外にもカナダの一部の州等でも設けられている。例えば、アルバータ州では、当該被害の発生から遡って5年以内に特定の犯罪によって有罪判決を受けている場合には、経済的給付金(financial benefits)又は死亡給付金(death benefits)の支払いにおいて不利に扱われることがあると、また、マニトバ州では、当該被害者が過去10年以内にカナダ刑法又はカナダ薬物規制法に規定されている特定の犯罪によって有罪判決を受けている場合等には、申請した葬儀費用等の補償が減額されたり否定されることがあるということである。See Victims of Crime Act, Victims of Crime and Public Safety Regulation, Alberta Regulation 63/2004, § 7; The Victims' Bill of Rights, C.C.S.M. c. V55, § 54.1(1)-(4); Wemmers, supra note 3, at 19. さらに、ケベック州では、過去の犯罪経歴が当該被害の発生に関連していると考えられる場合には、補償制度の適用が否定されることもあるとされる。See Ibid. また、諸澤英道『被害者学』成文堂(2016年)809頁によれば、スコットランドでも『犯罪傷害補償計画ガイド(a Guide to the Criminal Injuries

また、この点は、補償を受けるに相応しい「罪のない被害者」とはどのような被害者であると理解するのか、被害者の理解の仕方とも関連する問題であると思われる。加えて、犯罪経歴を有することを理由とした制限は、特に被害者が黒人である場合にはより不公平に適用されることになってしまうために、人種差別との関連でも問題となる¹⁰⁾ことが指摘されている。そこで、本稿では、まず一において、アメリカ合衆国における被害者補償制度についてごく簡単に概要や運用状況等について触れ、二において、犯罪経歴の取り扱いについて実務ではどのように評価されているのかを概観する。次に、三において、その取り扱いに関する近時の動向に触れ、四では、いくつかの調査研究に基づいて、更なる問題点として、被害者が黒人である場合の不均衡な状況を指摘する。最後に、五では、犯罪経歴の取り扱いについて、補償制度の目的や刑罰の目的との関係等から若干の検討をしてみたい。なお、六では、わが国の犯罪被害者等給付金支給制度における取り扱いについても触れておこうと思う。

Compensation Scheme)』において、前科(previous convictions)のある被害者は補償を受けられない旨規定されているということである。イギリスでも同様に、『2012年犯罪傷害補償計画(The Criminal Injuries Compensation Scheme 2012)』に基づいて、補償の申請時に被害者に前科(criminal record)があり、刑期が満了していない場合には、申請が却下されたり減額されることがある。 See Ministry of Justice, The Criminal Injuries Compensation Scheme 2012, 2012, pp. 7–8 and pp. 40–42 & Annex D: Previous Convictions; GOV. UK, Criminal Injuries Compensation: A Guide, https://www.gov.uk/guidance/criminal-injuries-compensation-a-guide(同).

¹⁰⁾ Santo, Alysia, *More Families of Murder Victims in Louisiana Will Qualify for Financial Help*, 2019, https://www.abajournal.com/news/article/more-families-of-murder-victims-in-louisiana-will-qualify-for-financial-help (同) [hereinafter, Santo III]; Hancock, *supra* note 7, at 1345 and 1373; Santo I, *supra* note 8; Santo II, *supra* note 8.

一 アメリカ合衆国における被害者補償制度

(一) 補償の対象等について

被害者は犯罪によって、身体的又は精神的な被害のみならず、これと同程度に大きな経済的な打撃も受ける¹¹⁾。例えば、負傷に伴う医療費や治療費、精神面に関するセラピーやカウンセリング費用、葬儀費用、犯罪現場の清掃費用、失職に関連する費用等である¹²⁾。そこで、合衆国でも多くの州でこれらについての補償が認められている他、裁判所に出廷するための費用や弁護士費用を対象に含めている州もある¹³⁾。

州による補償制度の場合、州ごとに運用されているが、例えば、その財源や申請の手続、補償の範囲等に関しては類似するところもあれば相違するところもある¹⁴⁾。財源については、一般に、重罪や軽罪、交通違反を犯した犯罪者が支払う罰金の他、「1984年犯罪被害者法(Victims of Crime Act of 1984: VOCA)」によって設立された連邦犯罪被害者基金(Federal Crime Victims Fund)からの補助金で構成されており、税金は利用されていない¹⁵⁾。州によっては、比較的潤沢な財源を維持しているところもあるが、慢性的に財源難に陥っているところもある。そこで、こうした財源を有効に活用してできるだけ多くの被害者に補償を行うために、多くの州で補償金には上限が設けられている。カリフォルニア州が最高額の6万3,000

¹¹⁾ National Association of Crime Victim Compensation Boards, *supra* note 2.

¹²⁾ Ibid.; National Center for Victims of Crime, Criminal and Civil Justice, https://victimsofcrime.org/criminal-and-civil-justice/(同). なお、34 U.S.C. § 20102(b) (1) 参照。

¹³⁾ Evans, Douglas N., *Compensating Victims of Crime*, Research & Evaluation Center, John Jay College of Criminal Justice, 2014, p. 7.

¹⁴⁾ Ibid. at 3-10. なお、本文一(二)参照。

¹⁵⁾ Sacco, Lisa N., The Crime Victims Fund: Federal Support for Victims of Crime, Congressional Research Service, R 42672, 2020, p. 1 and p. 7; National Association of Crime Victim Compensation Boards, supra note 2; Evans, supra note 13, at 4.

ドルとなっているが、各州の上限額を平均すると2万6,000ドルである。もっとも、アイオワ及びニューヨーク両州では上限は定められていない。 実際の支払い額は州によって区々であるが、平均すると2015会計年度及び2016同では全事件で1件の申請につき約1,600ドル、殺人罪の場合で約3,200ドルとなっている¹⁶⁾。

なお、被害者が自らが受けた被害を回復するという点からは、被害弁償命令(restitution order)も救済のための方策の一つとして考えられる。被害弁償命令というのは、加害者が被害を原状に回復させて、被害者が犯罪前の状態に戻れるよう完全な弁償を行うことが期待された制度であり¹⁷⁾、被害者が当該犯罪によって被害を受けたことを証明できた場合に、裁判所から加害者に対して被害者への弁償が命じられることになる。ただし、裁判所からこれを命ずる判決が言い渡されたからといって、必ずしもその確実な履行が約束されるわけではない。被害弁償の履行は加害者の支払い能力によるところが大きいためであり、実際に十分な弁償が行われることは多くはない¹⁸⁾とされる。加えて、弁償命令に含まれる被害の対象が

¹⁶⁾ *Ibid.* at 5; Office for Victims of Crime, *supra* note 2; Hancock, *supra* note 7, at 1329–1330.

¹⁷⁾ See Senate Report No. 104–179, Victim Restitution Act of 1995, 1995, pp. 12–13; Senate Report No. 97–532, Victim and Witness Protection Act of 1982, 1982, p. 30; U.S. Government Accountability Office, Federal Criminal Restitution: Department of Justice Has Ongoing Efforts to Improve Its Oversight of the Collection of Restitution and Tracking the Use of Forfeited Assets, GAO–20–676R, 2020, p. 1; Hamilton, supra note 2, at 3 & note 1.

¹⁸⁾ Smith, Charlene L., "Victim Compensation: Hard Questions and Suggested Remedies," *Rutgers Law Journal*, Vol. 17, 1985, pp. 58-59; Hancock, *supra* note 7, at 1324. 加えて、被害弁償命令は、裁判所が加害者に対して刑罰の内容の一部として支払いの責任を課すものであるため、加害者が逮捕されることが第一の条件となるが、こうしたことも影響しよう。 *See* Karmen, Andrew, *Crime Victims: An Introduction to Victimology*, 9th ed., Boston, MA: Cengage Learning, 2015, p. 423 and p. 425; Schafer, Stephen, "Victim Compensation and Responsibility," *Southern California Law Review*, Vol. 43, 1970, p. 65 and p. 67; Goldscheid,

比較法雜誌第56巻第1号(2022)

限定されていることもあり、被害者の要望に合致しないことも多い¹⁹⁾といったことも指摘されている。

このような点に鑑みるならば、立法府がどのような被害者のどのような被害に対してどのくらいの額で補償を行うかを選別・検討した上で、行政府が責任を持って補償・支援を行うという被害者補償制度には被害弁償命令にはない長所がある²⁰⁾とも考えられる。

(二) 被害者補償制度の運用

申請の際の要件

どのような被害者に対して補償を行うかは、州ごとに被害者補償法によって申請資格要件という形で定められており、その内容は様々である²¹⁾が、多くの州に共通して設けられている一般的な要件がある。これは、VOCAによる補助金を受けるために設けられているものであり、例えば、34 U.S.C. § 20102(b) では、この補助金を受けられる制度であるためには

supra note 2, at 179-180; Evans, supra note 13, at 1; Smith, supra, at 58.

¹⁹⁾ National Center for Victims of Crime, *supra* note 12.

²⁰⁾ See Bright, Christopher, Tutorial: Introduction to Restorative Justice: Victim Compensation Fund, Centre for Justice & Reconciliation, http://restorativejustice.org/restorative-justice/about-restorative-justice/tutorial-intro-to-restorative-justice/lesson-3-programs/victim-compensation-fund/#sthash.4Zjq7SIb.dpbs (同); Goldscheid, supra note 2, at 188; Wemmers, supra note 3, at 8; Hancock, supra note 7, at 1324; Evans, supra note 13, at 2 and 19. なお、諸外国の被害者補償制度全般に関して詳細に検討した邦文文献として、諸澤・前掲注9)書790頁以下の他、内閣府犯罪被害者等施策推進室『平成23年度 諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査』、https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-3/pdf/zenbun.pdf (同) 参照。

²¹⁾ Boateng, Francis D and Gassan Abess, "Victims' Role in the Criminal Justice System: A Statutory Analysis of Victims' Rights in U.S.," *International Journal of Police Science & Management*, Vol. 19, 2017, p. 224 and p. 226; Karmen, *supra* note 18, at 444–446. また。Evans, *supra* note 13, at 25 & Appendix B: State Victim Compensation Eligibility Requirements 参照。

飲酒運転や家庭内暴力を含む暴力犯罪の被害者を対象としたものであること等が要求されている $^{22)}$ 。これを受けて、制度の対象となる具体的な罪種は殺人や暴行、強制性交(強姦)、児童に対する性的虐待、家庭内暴力等個人に向けられた暴力犯罪とされている。加えて、身体的な傷害を受けていることや暴力犯罪(未遂を含む)の結果として情緒的な傷害を受けていること $^{23)}$ が挙げられる。他に、犯罪発生後、迅速に法執行機関に通報すること $^{24)}$ や一定の期間内に申請を行うこと $^{25)}$ 、捜査及び訴追に関連して捜査・訴追機関に協力すること $^{26)}$ 等も共通した要件といえる。加えて、多くの州で、被害者自身が当該犯罪・暴力行為を遂行したり、何らかの形で助長するなど共犯者となっていないこと 27 も要求されている。

言ってみれば、これらの要件は、補償を申請する者が当該犯罪に関して ほぼ無実であること(largely innocent)、すなわち、真の意味での被害者 であり、負傷の原因となった犯罪行為に一切関与していないことを確約す

²²⁾ なお、Hancock, supra note 7, at 1331参照。

²³⁾ National Association of Crime Victim Compensation Boards, supra note 2; Evans, supra note 13, at 3 and 5.

²⁴⁾ 例えば、Ark. Code Ann. § 16-90-712(a) (6) や Miss. Code Ann. § 99-41-17(1) (e)、N.C. Gen. Stat. § 15B-11(a) (3) 等参照。

²⁵⁾ 例えば, Ark. Code Ann. § 16-90-712(a) (1) や Miss. Code Ann. § 99-41-17(1) (b), N.C. Gen. Stat. § 15B-11(a) (1) 等参照。

²⁶⁾ 例えば、Ark. Code Ann. § 16–90–712(c) や Miss. Code Ann. § 99–41–17(3)、
N.C. Gen. Stat. § 15B–11(c) 等参照。この点、捜査・訴追機関に協力すること
という要件は、これらの機関に対する不信感から特定の少数派グループ等には
大きな壁になっていることが指摘されている。See Richardson, L. Song, "Implicit Racial Bias and Racial Anxiety: Implications for Stops and Frisks," Ohio State Journal of Criminal Law, Vol. 15, 2017, pp. 84–88; Goldscheid, supra note 2, at 192–193. さらに、誰が協力したかということを判断するのは恣意的な評価が
加わり得るという点で問題があることも指摘されている。See Boateng and Gassan, supra note 21, at 226.

²⁷⁾ 例えば, Fla. Stat. § 960.065(2)(a) や Miss. Code Ann. § 99-41-17(1)(c), Ohio Rev. Code Ann. § 2743.60(B)(1)(a) 等参照。

比較法雜誌第56巻第1号(2022)

るためのものであるといえる²⁸⁾。

2 過去の犯罪経歴の取り扱い

上記のような要件の他に、さらに、アーカンソー及びフロリダ、ミシシッピ、ノースカロライナ、オハイオ、ロードアイランド各州では、過去に何らかの重罪によって有罪判決を受けた経歴のある被害者には補償制度は適用されないとして、犯罪経歴がないことが要件として課されている²⁹⁾。

例えば、アーカンソー州では、人を負傷させるような犯罪的な行為を伴う重罪によって有罪判決を受けた者には補償制度は適用されない旨が規定されている(Ark, Code Ann. § 16-90-712(a)(5))。

フロリダ州では、常習的な重罪犯罪者又は常習的な暴力犯罪者、暴力犯罪の経歴を有する犯罪者として判決を宣告されたことがある者に加え、強制力を伴う重罪(forcible felony)によって有罪判決を宣告されたことがある者には補償制度は適用されない旨規定されている(Fla. Stat. § 960.065(2)(d)(e))。ここでいう「強制力を伴う重罪」というのは、反逆罪や謀殺、故殺、車両の乗っ取り、強盗、侵入盗、放火、誘拐、個人の身体に対する有形力若しくは暴力の行使又はそれらを行使する旨の脅迫を用いたその他の重罪等を意味する(同 § 776.08)。

ミシシッピ州では、重罪に基づく有罪判決を受けて矯正局(department

²⁸⁾ Hancock, supra note 7, at 1332; Bright, supra note 20.

²⁹⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1333. な お, Goldscheid, *supra* note 2, at 191 and *lbid*. & note 132では、他に、カリフォルニア州(Cal. Gov't Code § 13956(d) (1)-(3))やミズーリ州(Mo. Rev. Stat. § 595.020(4))等が挙げられ、重罪に関する犯罪経歴があることによって補償制度の適用が制限されている州は合計10州とされている。ただし、現在は、Cal. Gov't Code § 13956(d) (1)-(3) は存在しておらず、同 (c) (1) (2) において、暴力的な重罪によって有罪判決を受けた者は、保護観察を解除されるまでの間又は矯正施設から釈放され仮釈放を解かれるまでの間等は補償を認められない旨規定されている。Mo. Rev. Stat. § 595.020(4) もその後改正されている(この点については本文三参照)。また、Herman and Michelle, *supra* note 7, at 33 & note 9では、こうした制限がある州として、アーカンソー及びルイジアナ、ミズーリ、オハイオ、ロードアイランド各州が列挙されている。

of corrections) による現実の又は擬制的な監視下 (constructive supervision)³⁰⁾にある被害者に対しては、補償は認められないことが規定されている (Miss. Code Ann. § 99-41-17(1)(j))。

ノースカロライナ州では、被害を受けたとして補償を申請した者が同州 法上の重罪によって有罪判決を受けていることが判明した場合には、申請 は却下されると規定されている(N.C. Gen. Stat. § 15B-11(c1))。

オハイオ州では、被害者又は申請者が、補償を申請する原因となった人を負傷させるような犯罪的な行為が発生する前に重罪によって有罪判決を受けている、又は、補償を申請している間に重罪によって有罪判決を受けた場合には補償は認められない旨が規定されている(Ohio Rev. Code Ann. § 2743.60(E)(1)(a)(b))。

ロードアイランド州では、補償を認めるかどうかを決定する際には、被害者が犯した暴力的な犯罪によるすべての有罪判決が考慮される旨規定されている(R.I. Gen. Laws \S 12–25–19(d)(1)(iii))。

3 犯罪経歴が補償制度の適用に影響を与える期間

また、過去の犯罪経歴が補償制度の適用に影響を与える期間、換言すれば、被害を受けた時から遡ってどの時点までの犯罪経歴が補償制度適用の制限に関係してくるかについては州によって違いがあり、アーカンソー及びフロリダ両州は終身と解されている。そのため、有罪判決が少年時に宣告されたものであっても、その効力によってその後も終身に亘って補償制度は適用されないことになる(Ark. Code Ann. \S 16–90–712(a)(5); Fla. Stat. \S 960.065(2)(d)(e))310。

³⁰⁾ 小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社(2011年)226頁では、「constructive supervision」ではないが、「constructive custody」という用語について「擬制拘束」と訳した上で「例えば仮釈放(parole)された者や保護観察処分(probation)に付された者が、法的にはその自由を制限されているが、現実には身体的自由の直接的制限を受けていない場合を指す」としている。

³¹⁾ 両州法の規定ともに、制限される期間が特に明記されていないため、このように解することができるとされる。*See* Hancock, *supra* note 7, at 1334 and *Ibid*. & note 111.

比較法雑誌第56巻第1号 (2022)

一方で、ミシシッピ州では当該負傷・死亡が発生する前の5年以内に犯された重罪に基づく有罪判決で矯正局の監視下にある者は補償を認められないとされている(Miss. Code Ann. \S 99–41–17(1)(j)) 32 。

ノースカロライナ州では当該負傷が発生する前の3年以内に犯された重 罪に基づく有罪判決が対象となっている(N.C. Gen. Stat. § 15B-11(c1))。

ロードアイランド州では当該負傷が発生する前の5年以内に犯された暴力的な重罪犯罪に基づく被害者の行為が対象となっている(R.I. Gen. Laws \S 12-25-19(d)(1)(ii))³³⁾。

そして、オハイオ州では、より詳細に規定されている。すなわち、2でも触れたが、被害者又は申請者が、補償を申請する原因となった人を負傷させるような犯罪的な行為が発生する前の10年以内に犯された重罪によって有罪判決を受けている、又は、補償を申請している間に重罪によって有罪判決を受けた場合には補償は認められない旨が規定されている(Ohio Rev. Code Ann. § 2743.60(E)(1)(a)(b))。加えて、被害者又は申請者が、補償を申請する原因となった人を負傷させるような犯罪的な行為が発生する前の10年以内に、又は、補償を申請している間に、暴力犯罪や薬物犯罪等に関与していたことが「証拠の優越(preponderance of the evidence)」によって証明された場合にも、補償は認められない旨が規定されている(同(c))。特に後者の規定は、当該被害者が起訴されるまでには至らず、何らかの重罪に関して被疑者とされただけでも補償が認められなくなるということを意味している³⁴ とされる。こうしたことから、同州の場合には、端的に言えば、まだ犯罪経歴のない被害者であっても補償が否定されたり、また、厳密には有罪判決を言い渡せない少年時の非行事実によっても補償

³²⁾ 同州の場合,以前は終身とされていたが、2013年に法改正が行われた結果、このように5年に緩和されたということである。*See* Santo I, *supra* note 8; Santo II. *subra* note 8, なお、本文三参照。

³³⁾ なお、Hancock, *supra* note 7, at 1334-1335参照。

³⁴⁾ *Ibid.* at 1336; Santo I, *supra* note 8; Santo II, *supra* note 8.

が否定されることがあり得る³⁵⁾ということになる。

4 過去の犯罪経歴を利用した制度の運用状況

こうした過去の犯罪経歴に関する規定によって、例えば、フロリダ州では2015年及び2016年に1,069人の被害者が補償制度の申請を却下され、その中では侵入盗の犯罪経歴を理由とする場合が最も多くなっている³⁶⁾ということである。オハイオ州では、申請が却下される場合の犯罪経歴は規制薬物に関連する犯罪が最も多くなっており、その中でも5件のうち1件は規制薬物の所持である³⁷⁾。また、ルイジアナ州でも申請を却下される場合の理由として最も多いものは過去の犯罪経歴である³⁸⁾とされる。

こうした州の制度に対して、連邦法では、VOCAによる補助金を受けられる制度であるためには、被害者が連邦法に規定されている犯罪によって有罪判決を受け、当該犯罪に基づく罰金や被害弁償の支払いを履行していない間は補償を認めない制度でなければならない(34 U.S.C. § 20102(b)(8)としているだけで、必ずしも上記各州のように犯罪経歴があるだけで補償制度の適用を制限しているわけではない³⁹⁾。

二 犯罪経歴の取り扱いに関する司法等の評価

犯罪経歴に基づいて制限を加えることに関しては、司法の場でその是非が争われたこともある。 例えば、 オハイオ州の State, $ex\ rel$. Matz v. Brown⁴⁰⁾は、犯罪経歴の有無によって補償制度の適用に差を設けることは 重罪犯罪者とそうでない者を区別して扱うことであり、合衆国憲法等が規

³⁵⁾ *In re* Miller, 698 N.E. 2d 124, 125–126 (Ohio Ct. Cl. 1996); Hancock, *supra* note 7, at 1336. なお、本文冒頭で述べたオハイオ州の②の事例参照。

³⁶⁾ Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

³⁷⁾ Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

³⁸⁾ Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

³⁹⁾ なお、Hancock, supra note 7, at 1344参照。また、本文二参照。

^{40) 37} Ohio St. 3d 279, 280–281 (Ohio 1988).

定する平等保障条項(Equal Protection Clause)に反するのではないかということが争点とされた事例である。本件において、同州最高裁判所はOhio Rev. Code Ann. § 2743.60(E) の合憲性について判断し、「何らかの犯罪に関与した者を一般的に排除して、政府の財源を保持することが合理的であることは法の文面上も明らかである。限りある財源を保持することは正当な目的であるといえ、何らかの重罪によって有罪判決を受けた者を排除することはこうした目的の達成を促進することにつながる。このような法に基づく区別は合理的なものであり、平等保障条項に反するものではない」などと判示している410。

これに対して,連邦議会では分野・場面ごとに異なった考え方が採用されているようである。すなわち、ある分野・場面では上記判決と同様の考

⁴¹⁾ 他に、同じく同項の合憲性について争われた State, ex rel, Madden v. Brown, 35 Ohio App. 3d 119, 119–121 (Ohio Ct. App. 1987) ♦ In re Cowan, 499 N.E. 2d 937, 938-943 (Ohio Ct. Cl. 1986) 参照。イギリスでも、補償の申請を却下した り減額することを認めている『2012年犯罪傷害補償計画』の「除外ルール (the exclusionary rule)」の合法性が裁判で争われた事例がある。すなわち、人身 取引犯罪の被害者 2 人が犯罪傷害補償局 (Criminal Injuries Compensation Authority) に対して補償の申請を行ったところ、この申請は、2人が過去に母国 であるリトアニアで犯した侵入盗及び窃盗に関する有罪判決に基づく刑期がイ ギリスでの法解釈上未だ満了していない段階で行われたものであるとして、却 下された。さらに、控訴裁判所等でも同計画の「除外ルール」に基づく取り扱 いの区別は正当なものであると判断されたことを受けて、最高裁判所に上訴し たというものである。上訴審では、同計画の規定が、奴隷の状態及び強制労働 の禁止を規定した「欧州人権規約(European Convention on Human Rights)」 4条及び差別の禁止を規定した同14条に反するのではないかなどが争点とされ ていた。これに対して、同裁判所は、2021年7月9日、取り扱いを区別して補 償を受けられる資格を制限することには正当な目的があると認められる。した がって、控訴裁判所等は明らかに合理的な根拠なしに判断したと認めることは できず、適切な形で判断を行っているなどとして、上訴を棄却している。See A and B v Criminal Injuries Compensation Authority and another, [2021] UKSC 27; Criminal Injuries Compensation Authority, Annual Report & Accounts 2020-21, 2021, p. 39, p. 93 and p. 95.

え方を採用し、有罪判決を受けたことがある者を、その犯罪経歴故に他の者と区別して扱われることから保護しようとはしていないが、別の分野・場面ではまた別の対応をしている⁴²⁾ということである。例えば、福祉政策の分野においては、何らかの重罪によって有罪とされた者がこうした政策から恩恵を受けることを禁止しようとしている。すなわち、連邦の「1988年反薬物濫用法(Anti-Drug Abuse Act of 1988)」では、規制薬物に係る犯罪によって有罪判決を受けた者は食品切符(food stamps)⁴³⁾のような連邦政府による支援制度を受給することができなくなる旨規定されている。具体的には、規制薬物の頒布等の罪で有罪判決を受けた者が初犯者である場合には、規制薬物の頒布等の罪で有罪判決を受けた者が初犯者である場合には、規制薬物の頒布等の罪で有罪判決を受けた者が初犯者である場合には、規制薬物の頒布等の報音といった際と、862(a)(1))のである。他にも、薬物犯罪に関連して有罪判決を受けた場合には、奨学金の受給や免許の取得、ローン契約の締結といった際に除外されるなど大きな制限を受ける⁴⁴⁾ことになっている。

こうした制限に関して、*Turner v. Glickman*⁴⁵⁾では、これらの政策は薬物の使用といった薬物犯罪を抑止し、同時に食品切符に係る詐欺といった福祉政策の悪用も減少させるという政府の施策に合致し、合理的な目的を有しているとして、肯定的に評価されている。

⁴²⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1343.

⁴³⁾ 田中英夫編集代表『英米法辞典』 東京大学出版会 (1991年) 354頁では、「food stamp program 食品切符事業」として、「連邦政府が、貧困所帯に、food stamp を額面より割り引いて販売し、食品購入のために用いられた切符を小売店から額面価格で買い受けることによって、実際の食品の価格とその切符取得のために所帯が支払った金額との差額を負担する社会福祉事業」としている。また、小山・前掲注30) 書441頁参照。

⁴⁴⁾ Demleitner, supra note 7, at 158.

^{45) 207} F. 3d 419, 423-427 and 431 (7th Cir. 2000). なお,本件では、21 U.S.C. § 862 と同様に、規制薬物に係る犯罪に基づいた有罪判決によって、福祉による支援が制限される旨を規定した同 § 862a の合憲性が争われている。

比較法雜誌第56巻第1号 (2022)

これに対して、被害者補償制度の場合には食品切符のような福祉政策の場合とは区別されている。すなわち、薬物犯罪で有罪判決を受けた者に対しては連邦法上の食品切符制度も州法上のそれも適用は禁止されているが、一方で、被害者補償制度の場合には、被害者に犯罪経歴があるだけであれば同制度の適用が否定されることはない旨規定されている⁴⁶⁾のである。これは、後者の場合には、そうすることこそが、被害者を保護・支援するという国家の目的達成を促進し、すべての被害者に対する正義と癒しを促進するという政策に合致するという考え方に基づいて、その対象となる「被害者」には犯罪経歴を有する者も含めようとしている⁴⁷⁾ものと考えられる。とするならば、一(二)2で触れた6州のように、犯罪経歴を有するが故に被害者補償制度の適用を制限するというのはこうした考え方とは合致しないことになろう。もっとも、連邦議会は、こうした犯罪経歴に基づく制限を維持している州の制度から積極的に当該被害者を保護しようとはしておらず、そうした州の制度に対しても補助金による助成を行っているのが現状である⁴⁸⁾。

三 犯罪経歴の取り扱いに関する近時の動向

犯罪経歴に基づいて制限を加えることに関する司法等の基本的な考え方は二で触れた通りであるが、近時、関連する重要な法改正を行った州がある。それがルイジアナ州である。同州は、1990年代半ばに犯罪経歴を有する者に対してこうした制限を設定した最初の州であるとされ、以後、長期

^{46) 34} U.S.C. § 20102(b) (8); Hancock, *supra* note 7, at 1344.

⁴⁷⁾ See U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime, Office for Victims of Crime Reports on 2015–2016 Programs and Services, 2017, https://ovc.ojp. gov/sites/g/files/xyckuh226/files/pubs/reporttonation 2017/pdftxt/2017_RTN_Fast_Facts-508.pdf (同); Hancock, supra note 7, at 1344 and 1362; Sacco, supra note 15, at 1.

⁴⁸⁾ Hancock, supra note 7, at 1344.

に亘って、重罪に関する犯罪経歴を有する被害者を補償制度の対象から除外してきた。すなわち、補償制度というのは「真に罪のない犯罪被害者を支援するために設けられたものであり、ここでいう罪のないというのは、補償を求める時点でのことのみを意味するのではなく、過去を含めたその者の人生全体でのことを意味する」として、当該犯罪による負傷の前3年以内に犯された重罪によって有罪判決を受けている場合、又は、保護観察及び仮釈放を含む矯正施設の監視下にある場合には、補償制度の適用は認めない(ただし、性的暴行の被害者についてはこうした制限は適用されない)としてきた⁴⁹⁾のである。

しかし、同州議会は、同州の補償制度が慢性的に財政難の状況にあったにも拘らず、2019年、犯罪被害者補償委員会(Crime Victims Reparations Board)が、当該被害者は犯罪経歴を有しているということを理由として経済的な支援の申請を却下することを禁止する改正法を全会一致で可決した500。改正法の下でも、被害者が、その負傷の原因となった犯罪行為に関与していた場合には申請を却下することは認められているが、それとは無関係の過去の犯罪経歴が申請を却下する方向で利用されることはなくなった510とされる。この改正は、被害者補償制度は、真に罪のない被害者を支援するために創設されたものであるという原点に立ち返った結果である520と考えられる。

また,一二3でも触れたが,ミシシッピ州でも,2013年に制限の内容が緩和され,それまでは制限の対象となる期間は終身とされていたが,過

⁴⁹⁾ Santo I, *supra* note 8; Santo II, *supra* note 8.

⁵⁰⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1370; Santo III, *supra* note 10.

⁵¹⁾ *Ibid*.

⁵²⁾ この改正に関連して、同州の検察官は「一度でも犯罪に手を染めた過去がある被害者は、もう二度と真に罪のない被害者にはなり得ないのか? そうした被害者は、今問題となっている犯罪に関しては無実ではないというのか? であるとしたならば、こうした運用は差別的である」などと指摘して、「罪のない」という被害者の定義に関する疑問を提起している。 See Ibid.; Hancock, su-pra note 7, at 1370.

去5年以内に犯された重罪に基づく有罪判決で矯正局の監視下にある者というように改められている⁵³⁾。

他に、ミズーリ州でも、以前の Mo. Rev. Stat. \S 595.020(4) では、過去 10年の間に二つの重罪(そのうち、少なくとも一つは規制薬物又は暴力に 関連する犯罪でなければならない)で有罪を認められ、判決を宣告された 場合には補償を受けられない(ただし、公共安全局(department of public safety)が正義のために資すると判断した場合には、同局はこの制限を解除することができる)とされていたが、2018年 8 月に同項は改正され、こうした制限は撤廃されている540。

こうした法改正が目指すのは、犯罪経歴を有しているとしてもそうした人々を社会に再統合することを促進するための公共政策を前進させることである⁵⁵⁾と考えられるが、一方で、こうした改正が進んでいない州もある。例えば、アーカンソー州の犯罪被害者補償委員会は、2017年に、重罪によって有罪判決を受けた者に終身に亘って制限を設けている同州の制度について改正するよう求めることの是非を問う投票を行ったが、否決している。また、ロードアイランド州でも、議会は、葬儀費用に関しては、過去の犯罪経歴に関係なくすべての被害者を対象として州の制度で補償することを認めるという提案を審議することを否決している。フロリダ州でも、2017年に、補償の資格を剝奪する重罪のリストから軽微な侵入盗を除外する内容の改正案が提出されていたが、やはり廃案となった⁵⁶⁾ということである。

⁵³⁾ Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

⁵⁴⁾ Mo. Rev. Stat. § 595.020, https://revisor.mo.gov/main/OneSection.aspx? section=595.020&bid=30364 (同); Santo I, *supra* note 8; Santo II, *supra* note 8. 現在の同項では、補償を申請する時点において、当該申請に関する事件とは関係のない犯罪によって有罪判決を受け、収監されている者に対しては、同局は、その者が収監されてから釈放されるまでの間は補償に関するすべての手続を中断しなければならない旨等が規定されている。

⁵⁵⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1371.

⁵⁶⁾ Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

四 被害者が黒人である場合の不均衡

犯罪経歴を有する被害者に対しては補償制度の適用を制限するという運用は、被害者が黒人である場合には、白人である場合に比べより不平等な形で影響を与え、深刻な問題となることが考えられる⁵⁷⁾。まず、合衆国では、一般に黒人の場合は白人よりも逮捕・訴追され有罪判決が下されることが多く、その場合の刑は重くなるとされている。その結果として、総じて黒人の被害者は白人の場合よりも補償制度の適用が制限されることにつながりやすいと考えられる。このように、捜査や裁判段階で不平等に扱われるのみならず、さらに、補償制度の適用に関しても不平等に扱われるということは、刑事司法制度全体を通しての黒人に対するより不公正な取り扱いに発展するのである⁵⁸⁾。

ある調査によれば、2015年及び2016年にフロリダ州で補償制度の適用を申請した際に人種を記載した被害者のうち黒人は約30%であった。しかし、犯罪経歴があることを理由として申請を却下された者のうち61%が黒人の被害者であったとされる。これは、申請者の中で黒人被害者が占める割合は全体の3分の1に過ぎないにも拘らず、犯罪経歴を理由として申請を却下された者の中では半分以上を占めているということである。同様の傾向はオハイオ州でも見られ、2016年に同州で補償制度の適用を申請した際に人種を記載した被害者のうち黒人は42%であったにも拘らず、犯罪経歴を理由として申請を却下された者のうち61%が黒人であった59)ということである。これは犯罪経歴による制限を設けている6州のうち2州を対象としたものに過ぎないが、他の州でも同様の傾向にあると想像することは

⁵⁷⁾ 他にも、こうした制限は、被害者がヒスパニック系やラテン系の人種等他の 少数派グループに属する場合にも不均衡に影響を与えることは考えられる。 *See* Hancock. *subra* note 7. at 1345 & note 189.

⁵⁸⁾ See Ibid. at 1364-1365 and 1373.

⁵⁹⁾ Ibid. at 1345 & note 192; Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

比較法雑誌第56巻第1号(2022)

難くなく、これらの結果からは、犯罪経歴による制限は明らかに黒人被害者には不平等に作用していることが読み取れる⁶⁰⁾。

また、オクラホマ州で実施された別の調査によれば、2008年終わりから2019年初めまでの補償制度の運用状況を調査したところ、黒人の被害者は白人の被害者に比べて、金銭的な補償の申請を却下される割合が1.6倍高くなっており、特に黒人男性の場合には白人女性に比べてその割合は2倍高くなっていることが明らかになった⁶¹⁾ということである。さらに、黒人は殺人等の重大な犯罪の被害者になり易いが、それにも拘らず、補償が認められる割合は白人の被害者よりも低い⁶²⁾ということも指摘されている。

他にも、ルイジアナ州では、2015年から2017年までに重罪による犯罪経歴があることを理由として補償の申請を却下された91件を調査したところ、その8割は黒人の被害者又はその家族が行った申請であった⁶³⁾とされる。

五 若干の検討

(一) 犯罪経歴と被害者補償制度の趣旨・目的との関係

どのような被害者が経済的な支援を受ける対象として相応しいのか、相応しくないのかということは1960年代から70年代にかけて合衆国の各州で補償制度が創設されるようになった当初から議論されていた問題である⁶⁴⁾。この点に関して、対象者を犯罪経歴に基づいて制限することを肯定する立場は、被害者補償の対象となるのは「遵法的で真に罪のない」「最

⁶⁰⁾ Hancock, supra note 7, at 1345.

⁶¹⁾ ACLU Analytics and Jill Webb, *Oklahoma Victims Compensation Program Dis- proportionately Denies Funds for Black Victims*, ACLU, 2019, https://www.aclu.
org/blog/racial-justice/race-and-criminal-justice/oklahoma-victims-compensation-program (同).

⁶²⁾ Ibid.

⁶³⁾ Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8; Santo III, supra note 10.

⁶⁴⁾ Santo I, *supra* note 8; Santo II, *supra* note 8.

も補償を受ける価値のある被害者」に限定されるべきであるというステレオタイプな考え方を前提とし、こうした措置は、財源に限りがある補償制度を最も価値のある被害者に効率的に適用するために必要なものであると理解している⁶⁵⁾ように思われる。

そして、「遵法的で真に罪のない」「最も補償を受ける価値のある被害者」に限定するための要件が一 (\Box) 1 で触れた、犯罪事実を迅速に法執行機関に通報することや捜査・訴追機関に協力すること等になるのであろう 66 。そこで、これらの要件との関係で考えてみると、これらの要件の場合には、犯罪事実を迅速に通報し協力すれば補償制度が適用されるとして、被害者にこうした行動を促すことを通して、延いては犯罪者の摘発・処罰につながる可能性がある。そこで、これらの要件の場合であれば、刑事司法の目的にも貢献することが考えられ、一定の合理性は認められると思われる 67 。

それでは、犯罪経歴の場合はどうであろうか。この点については、現行の多くの補償制度で、被害者自身が負傷を生じさせた当該犯罪行為を遂行したり、共犯者となるなど何らかの形で関与していたような場合にはそもそも適用の対象から除外されると規定されており、補償の可否について判断する際の前提条件という形で、限られた財源を適切に配分するための施策は講じられていると考えられる。したがって、補償が受けられる対象を「遵法的で真に罪のない」「最も補償を受ける価値のある被害者」に限定するために犯罪経歴がないということを要件として求めることには必ずしも合理性は認められないと思われる。つまり、制度を適正かつ効率的に運用することと一般的に犯罪経歴のある被害者を除外することとは直接つながるものではないと考えられるのである。犯罪経歴に基づいた制限を設けて

⁶⁵⁾ See Goldscheid, supra note 2, at 191–192; Hancock, supra note 7, at 1351 and 1365; Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

⁶⁶⁾ Tobolowsky, et al., *supra* note 6, at 207.

⁶⁷⁾ Goldscheid, *supra* note 2, at 216–217; Wemmers, *supra* note 3, at 6; Smith, *su-pra* note 18, at 68–71.

いる州は、過去の行為との関係で「罪のない被害者」という被害者像を作り上げ、犯罪経歴のある被害者に対して、過去の犯罪経歴故に補償を受ける対象に相応しい被害者には値しないということを宣告していることになる⁶⁸⁾。しかし、補償制度の対象となる「被害者」に含まれるかどうかは、広く過去の行為や事実までをも含めて判断されるのではなく、当該犯罪との関係のみに基づいて判断されるのが適切であると考えられる⁶⁹⁾。

財源との関係についても、犯罪経歴に基づいた制限を設けている州であっても、ある程度の余裕があることが指摘されている。例えば、ロードアイランド州の場合、2013年には約200万ドルの残高があり、フロリダ州は2017年に1,200万ドル、オハイオ州でも同年に1,500万ドルの残高がある⁷⁰⁾とされている。仮に財源に関して問題があるとしても、補償を真に必要としている被害者に対してそれを否定することによるのではなく、別の手段を講じることが考えられるべきである。特定の被害者に対する補償を否定することは財源を確保するための正当な手段であるとは言い難いのである⁷¹⁾。

加えて、犯罪経歴を有するが故に福祉制度の利用や適用が制限されることと被害者補償制度のそれとは別に考えられるべきである。犯罪経歴がある者に対しては福祉制度の利用や適用が制限されるのは、一つには、食品切符を規制薬物又は金銭と交換するなど制度の詐欺的な利用を防止するためであると説明される。しかし、補償制度の場合には、被害者は、すでに支出したことは明らかであるが、まだそれに対して補償を受けていない額を対象として補償を受けることになるのである。したがって、食品切符の詐欺的な利用というような事例とは必ずしも同列に位置づけることはできないと考えられる⁷²⁾。

⁶⁸⁾ See Hancock, supra note 7, at 1365–1366.

⁶⁹⁾ Ibid. at 1366.

⁷⁰⁾ Santo I. subra note 8: Santo II. subra note 8: Evans, subra note 13, at 4.

⁷¹⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1366.

⁷²⁾ *Ibid.* at 1367–1368.

確かに、「何らかの犯罪で逮捕された場合には、その者は当然一定の権利を失うことになる。法治国家においてはこうした考え方は維持されなければならない」「73)などとも主張されている。しかし、被害者補償制度が誕生した背景には、国家は社会において最も弱い立場にある人々に対して確実な安全と保護を提供する義務があるという信念があったはずである「44)。とするならば、過去の事実に関して犯罪経歴を有しているとしても、今の時点で補償を必要としているのであれば、そのような者は社会の中で最も弱い立場にあり、支援を必要としている者であることは間違いなく、補償制度の対象に含められるべきと考えられる「75」。補償制度の目的が経済的な困窮に陥っている被害者を救済することにあるのであれば、当該被害者の必要性に応じて補償を行うことこそが財源を公正に分配し、制度を公正に運用することにつながろう「76」。

(二) 犯罪経歴と刑罰の目的との関係

犯罪経歴の有無と補償制度の適用に関しては、刑罰の目的との関係から

⁷³⁾ See Santo I, supra note 8; Santo II, supra note 8.

⁷⁴⁾ そもそも、国家・政府には個人を保護する義務があると考えられ、何らかの犯罪が発生し、被害者が生まれたということは、国家・政府はこの義務を履行できなかったことを意味する。そこで、このような国家・政府には被害者を元の状態に回復させる義務が生ずるとも考えられる。See Brooks, James, "The Case for Creating Compensation Programs to Aid Victims of Violent Crimes," Tulsa Law Journal, Vol. 11, 1976, pp. 479–480; Lamborn, LeRoy L., "The Propriety of Governmental Compensation of Victims of Crime," The George Washington Law Review, Vol. 41, 1973, pp. 462–463; Goldberg, Arthur J., "Equality and Governmental Action," New York University Law Review, Vol. 39, 1964, p. 224; Goldscheid, supra note 2, at 184 and 212–214; Hancock, supra note 7, at 1367; Schafer, supra note 18, at 58. また、国家は被害者に対して補償を行う法的責任は負っていないかもしれないが、犯罪から、さらには犯罪による悪影響から市民を保護する道徳義務は負っているという指摘もある。See Wemmers, supra note 3, at 5.

⁷⁵⁾ See Hancock, supra note 7, at 1368.

⁷⁶⁾ See Wemmers, supra note 3, at 7.

検討されることもある⁷⁷⁾。これは、過去の犯罪経歴を理由として補償制度の適用を制限することは、刑の執行のために一度収監され、刑期の満了に伴って釈放された後に再度当該犯罪者に対して科される別の形態の刑罰である⁷⁸⁾とも表現できるからである。つまり、彼らはすでに罪に対する刑を全うしているにも拘らず、さらにその罪に関しての償いを求められることを意味している⁷⁹⁾。特に冒頭で述べたフロリダ州の事例のような場合であれば、殺害された父親が行っただけで、残された家族自身は関与していない、当該父親の過去の犯罪行為に関しての償いを求められているといえる。そこで、こうした犯罪経歴を理由とした制限が正当化されるとしたならば、そのためには刑罰の目的に合致したものでなければならないとも考えられる。しかし、犯罪経歴を理由とした制限は、それを有する被害者に対して更なる重荷を課すだけで、応報にしろ、抑止にしろ、あるいは、改善更生にしろ、何らかの刑罰の目的に適っているとは考えられない。

例えば、応報との関係では、この目的に適うと認められるためには、刑罰が宣告される段階で、被告人に対して、犯罪経歴を理由とした制限が刑罰の一部を構成すると明確に示され、被告人にそのように認識される必要があるが、宣告の際にはこうした制限が示されるわけではない。したがって、犯罪経歴を理由とした制限は応報との関係では正当化されることはない⁸⁰とされる。

⁷⁷⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1337 and 1362–1364; Demleitner, *supra* note 7, at 160–161.

⁷⁸⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1337 and 1362.

⁷⁹⁾ Archer, Deborah N. and Kele S. Williams, "Making America The Land of Second Chances': Restoring Socioeconomic Rights for Ex-Offenders," New York University Review of Law & Social Change, Vol. 30, 2006, p. 583; Demleitner, supra note 7, at 1032; Burton, Jr., et al., supra note 7, at 60. これに対して、Madden, 35 Ohio App. 3d at 120は、Ohio Rev. Code Ann. § 2743.60(E) は、非刑罰的な目的から規定されたものであって、憲法上の観点から考えた場合には「刑罰」を構成するものではないなどとしている。また、Matz, 37 Ohio St. 3d at 280や In re Cowan, 499 N.E. 2d at 943–945参照。

⁸⁰⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1363; Demleitner, *supra* note 7, at 160.

抑止との関係でも、被告人の多くは犯罪経歴を理由とした制限が将来課されることを認識していないのであるから、必ずしも犯罪の抑止にはつながらない⁸¹⁾とされる。さらに将来的に考えるならば、後日別の犯罪で被害を受けた際に、こうした制限によって補償が受けられないとなれば、むしろ、それを補うために別の犯罪に走る可能性すら考えられる。

そして、改善更生との関係では、犯罪経歴を理由とした制限は、犯罪経 歴を有する者が後日別の犯罪で被害を受けた場合でも補償を受けることが できず、社会に再統合される際の障害となってしまう点で大きな問題があ ると考えられる⁸²⁾。犯罪者が2度目のチャンスを与えられて改善更生し. 再度社会において生産的な一員になることを強調するのであれば、そのた めに社会は彼らに対して労働や社会福祉に関する支援を提供しなければな らない83)。すなわち、犯罪経歴を理由とした制限はできるだけ限定される べきであるにも拘らず、上述した6州では、こうした制限があるために衣 食住に関する複数の壁が立ちはだかり、犯罪経歴を有する被害者は不安定 な状況に置かれているのである。結果的に、彼らが再度社会の一員になる 途は閉ざされてしまっているともいえる⁸⁴⁾。 犯罪経歴があるからといっ て、直接責任を問われることがない犯罪の被害者となった場合に補償が受 けられないのであれば、当該被害者である元犯罪者は再度犯罪に手を染め ることになりかねない。むしろ、刑事司法が目指す犯罪者の改善更生との 関係では、犯罪経歴を有する者に対しても、次なる機会を付与し、再度社 会の構成員として迎え入れるために、適切に被害者補償を認める必要が大 きくなると考えられる⁸⁵⁾。

このように、過去の犯罪経歴を理由として補償制度の適用を制限するこ

⁸¹⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1363; Demleitner, *supra* note 7, at 161.

⁸²⁾ See Ibid. at 160; Burton, Jr., et al., supra note 7, at 60.

⁸³⁾ Demleitner, *supra* note 7, at 160.

⁸⁴⁾ See Hancock, supra note 7, at 1363–1364; Archer and Kele, supra note 79, at 544–546.

⁸⁵⁾ See Hancock, supra note 7, at 1364 and 1373.

とは刑罰の目的との関係ではその正当性を欠いていると考えられる上,罪の償いをした元犯罪者にしてみれば,自らは依然として社会から迫害されているという意識を持たされることになろう 86 。一言で言えば,一度罪を犯したからといって,それに対して科された刑罰を完全に執行され,罪を償っている以上,その後は,他の市民に対して認められている権利やサービスを否定される謂れはない 87 と考えられるのである。

(三) 被害者の理解の仕方に関して

犯罪経歴の有無と補償制度の適用に関して問題となるのは、そもそも補 償制度の対象として相応しい被害者とはどのよう者を指すと考えるのか、 被害者についての理解の仕方、換言すれば、「罪のない被害者」という文 言をどのように解釈するのかということに行き着くと思われる。

補償制度創設に至るまでの立法の経緯からは、補償制度を適用する際の要件として「罪のない被害者」であることが要求されているのは、当該犯罪行為に何らかの形で関与し、責任の一端を担っているような者は制度の適用から除外することを目的としていることが読み取れる⁸⁸⁾。このような目的からは、「罪のない被害者」に限定するというのは合理的な要件になっていると考えられるが、この場合、当該犯罪行為に関与して責任の一端を担っているかどうかという形で「罪があるか」それとも「罪がないか」を判断する基準となっているのは、言うまでもなく当該犯罪・被害の発生時である。そうであるならば、犯罪経歴の有無というような形で過去に遡ってまで補償の要件に含めることは適切とは思われない。仮に犯罪経歴がある場合には補償を認めないとするのであっても、犯罪経歴があることが当該犯罪・被害の発生に何らかの影響を与えているような場合に限定されるべきであろう。

⁸⁶⁾ Demleitner, supra note 7, at 154 and 160.

⁸⁷⁾ See Burton, Jr., et al., supra note 7, at 58-59 and 60. なお、Webb v. County Court, 113 W. Va. 474, 476-478 (W. Va. 1933) 参照。

⁸⁸⁾ Goldscheid, *supra* note 2, at 184 & note 84. なお,本文五(一)参照。

なお、本稿で取り上げている被害者補償制度ではないが、合衆国ではこ れまでにも被害弁償命令との関係で、ある被害者が弁償命令の適用対象に 含まれるかどうかが議論されることがあった。例えば、性行為目的の人身 取引の対象とされた女性や児童が性行為を強要されるなど、本人の意思に 反して犯罪行為に加担させられていた場合に、被害弁償が認められるのか どうか⁸⁹⁾や、被害者の方に過失が認められる場合にも被害弁償は請求通り 認められるのかどうか⁹⁰⁾などである。これらの場合に、法律の条文をその まま解釈して被害弁償の可否について判断してしまっては妥当な結論が導 き出されるとは言い難いように思われる。すなわち、前者の場合、裁判官 は、社会一般の他には明確な被害者は存在しないといったことを理由にし て、被害弁償を認めることに消極的であるとされている91)が、自らの意思 に反して加担させられていたことを考えれば明らかに犯罪の被害者に該当 するのであり、むしろ被害弁償を認めることが制度の趣旨に沿うものと考 えられる。逆に、後者の場合であれば、被害者の過失が被害を発生させる 実質的な原因になっているような事例において、その請求通り被害弁償を 認めることは制度の趣旨には沿っていないように思われる。

法律の条文解釈や法制度の適用に関しては、何よりも公平性や安定性が 重視されるべきであるが、同時に、法制度の趣旨や目的を考慮することも 忘れるべきではない。「罪のない被害者」というのは補償制度を公正に運 用し、その目的を達成するために欠かせない要件であるが、一方で、その 解釈の際には柔軟さも求められるのではないかと思われる。被害者の過去

⁸⁹⁾ もっとも、フロリダ州の被害者補償制度では、補償を申請する原因となった 犯罪が行われた時点で被害者が違法な活動に従事していた場合には、補償を受 ける資格は認められないが、人身取引の被害者となった結果として売春行為に 従事していた場合は除外される旨が明記されている。See Fla. Stat. § 960.065(2) (b). この問題に関しては、拙稿「アメリカ合衆国における性行為目的の人身取 引と被害弁償」『比較法雑誌』54巻1号(2020年)123頁以下参照。

⁹⁰⁾ この問題に関しては、拙稿「被害弁償の可否について判断する際の被害者の 過失の取り扱い」『比較法雑誌』55巻1号(2021年)177頁以下参照。

⁹¹⁾ 拙稿・前掲注89) 論文126頁及び141頁参照。

の犯罪経歴と補償制度を適用すべきかどうかということについては、両者を機械的に関連させて判断するのではなく、①個別の事案ごとに、その内容や被害者が被害を受けるに至った経緯・状況を精査することを前提として、②犯罪経歴を有する被害者に補償制度を適用することが制度の趣旨や目的に合致するのかどうか、③そうすることに対して国民や社会の理解を得られるのかどうかなどを慎重に検討しながら運用していくことが重要であると考えられる⁹²⁾。

六 わが国の場合

合衆国のような被害者に対する補償制度は、わが国においても、昭和56年1月1日から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯罪被害者等給付金支給法)によって運用が開始している。ただし、同法では、被害者に犯罪経歴があることが給付金を支給しないことの理由になるとは明文では規定されていない。同法によれば、給付金を全部又は一部支給しないことができるのは、「被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき」(6条1号)や被害者が犯罪行為を誘発するなど当該被害について被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき(同2号)、給付金を「支給することが社会通念上適切でないと認められるとき」(同3号)とされている(また、同法施行規則2条以下参照)。したがって、被害者に犯罪経歴があることを理由として申請が却下される場合があるとしたならば、その際の根拠は、給付金を「支給することが社会通念上適切でないと認められるとき」ということになろう。

この点につき、令和2年度の給付金支給制度の運用状況に関して公表されている資料によれば、同年度中に不支給と裁定されたのは33人であるが、その理由は「給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が

⁹²⁾ なお、Demleitner, supra note 7, at 161参照。

判明した」(18人) や「被害者に犯罪行為を誘発する行為,著しく不正な行為等があった」(5人),「犯罪被害に該当しなかった」(5人),「被害者と加害者との間に夫婦関係等一定の親族関係があった」(4人),「遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった」(1人)となっている⁹³⁾。不支給とされた人数と各理由の人数の合計が一致するため,わが国の制度の場合,同年度中に,犯罪経歴があるなどここに明記されている理由以外の理由によって申請が却下された者はいないことになる⁹⁴⁾。

なお、わが国の給付金支給手続は「犯罪被害給付制度事務処理要領」に基づいて進められている 95 。具体的には、事務担当課において、調査等によって収集された資料を整理検討し、被害者ごとに「検討調書」が作成される 96 。そして、この「検討調書」の中の「第3 犯罪被害者に関する事項」 欄には「1 経歴等」として「前科〇犯(等)前歴〇回 (等)」というような形で被害者の「前科前歴等(罪種別)」を記載することとされている 97 。

また、上記「検討調書」の他、「給付金支給検討票」が申請に係る給付金の種別ごと、かつ、被害者ごとに作成されることになっており、同票中

⁹³⁾ 警察庁長官官房教養厚生課・広報資料『令和2年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について』令和3年6月3日参照。

⁹⁴⁾ 警察庁長官官房給与厚生課・広報資料『令和元年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について』令和2年6月4日及び同『平成30年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について』令和元年5月16日によれば、令和元年度及び平成30年度も実数及び理由は異なっているが、それぞれ一致しており、各資料に明記されている理由以外の理由によって申請が却下された者はいないことになる。

^{95) 「}犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について(通達)」令和2年12月15日 付け警察庁丙給厚発第129号参照。

⁹⁶⁾ 前注令和2年通達参照。「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正に伴う運用上の留意事項について(通達)」平成30年3月30日付け警察庁丁給厚発第89号によれば、この「検討調書」は「迅速な裁定」を行うことを目的として、事案の軽重・難易度等に応じて適宜作成されるものである。

⁹⁷⁾ 前注平成30年诵達参照。

の「犯罪被害者」の欄に「特記事項」として被害者の「前科・前歴」等を記載することとされている⁹⁸⁾。さらに、裁定を行うために必要があると認められるときには、「犯罪被害者に関する事項」として「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織への所属の有無(所属している場合は組織名、地位、組織員としての活動状況)」及び「前記組織に所属していたことと犯罪被害との関係」が法13条2項に規定されている「犯罪捜査の権限のある機関」に照会されることもあるようである⁹⁹⁾。

わが国では、このような検討調書及び検討票を作成して手続が進められているが、被害者に前科があることが確認されたからといって、それだけで即給付金の不支給につながることはないとされる。わが国の場合には、給付金支給制度全体の運用としても、このような形で各事案の内容を慎重に精査しつつ進められているものと考えられる。

また、わが国の場合、犯罪経歴は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づいて、都道府県公安委員会が暴力団を指定する際の要件の一つとして利用されることになっている(3条2号)が、このことから、暴力団の構成員の場合は一般人に比べて犯罪経歴を有する者が顕著に多いと考えられる。そこで、本稿との関連では、例えば、暴力団の構成員が当該暴力団の活動とは関係のない形で何らかの犯罪の被害者になり、給付金の申請を行うというような場合が問題になり得ると思われる。この点、わが国の給付金支給制度では、被害者等が「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた」と認められる場合には給付金の支給は行われないという仕組みになっている(犯罪被害者等給付金支給法施行規則5条2号)。したがって、同号を文字通り解釈すれば、暴力団の構成員の場合には、被害を受ける原因となった犯罪事実の内容に関係なく、給付金は支給されないことになると考えられる。この場合には、犯罪経歴の有無ではなく、「集団的に、又は常習的に暴力的不法行

⁹⁸⁾ 前掲注95) 令和2年通達参照。

⁹⁹⁾ 前掲注95) 令和 2 年通達に添付されている「別紙 裁定のために必要な調査 事項とその照会先」参照。

為を行うおそれがある組織に属していた」ことにより即給付金は支給されないことになり、実際に犯罪経歴を持たない構成員が存在する可能性は必ずしも高いとは思われないが、暴力団の構成員に対しては厳格な仕組みが構築されていると考えられる¹⁰⁰⁾。

¹⁰⁰⁾ わが国の給付金支給制度の場合には犯罪経歴の有無が問題とされることは多 くはないと思われる。むしろ、近時問題となっているのは、法5条1項1号に いう「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同 様の事情にあつた者を含む。) | の意義に関して、同性の被害者と共同生活関係 にあった者が「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するかどうか ということであろう。この点について、名古屋地方裁判所で争われた事例があ る。すなわち、原告(男性)が、事実婚状態の下で共同生活を継続していた男 性が殺害されたことにより.「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とし て同号に基づいて遺族給付金支給の裁定を申請したところ、愛知県公安委員会 が、原告は「犯罪被害者の配偶者」とは認められないとして給付金の支給をし ない旨の裁定を行ったために、その取消しを求めて訴えを提起したというもの である。本件では、直接的には同性同士の婚姻を同制度との関係でどのように 解釈するかが争点になっているが、給付金を受ける被害者をどのように考える か、被害者の定義・範囲という問題とも関連するところはあると思われる。名 古屋地方裁判所判決令和2年6月4日『判例時報』2465・2466合併号(2021 年)13頁は、「同性間の共同生活関係を我が国における婚姻の在り方との関係 でどのように位置付けるかについては、いまだ社会的な議論の途上にあり、本 件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得ると の社会通念が形成されていたということはできない | などとし、その上で、同 性の被害者と共同生活関係にあった者が「事実上婚姻関係と同様の事情にあつ た者」に該当するとはいえないとして、原告の請求を棄却している(その後、 原告は控訴している)。同性同士の婚姻についての理解の仕方は、時代の変遷 や社会全体の考え方によって変化することはあり得. 本判決の考え方によれ ば、その場合には、給付金支給制度における対応の仕方も変化することになろ う。なお、札幌市では、同性のパートナーが犯罪の被害に遭った場合も犯罪被 害者の家族として扱い、現金給付や助成を行うなど、給付金支給制度よりも対 象を広げた「犯罪被害者等支援制度」を2020年8月からスタートさせている。 札幌市ホームページ「犯罪被害者等支援制度」、https://www.city.sapporo.jp/ shimin/hanzai/shienseido.html (同), 「札幌市が『犯罪被害者等支援制度』 苦 しみに性別なく 同性パートナーにも給付金」『毎日新聞』2020年9月21日.

おわりに

被害者となっても、犯罪経歴があるという理由で補償を受けられないというのであれば、当該被害者は、最も支援を必要としている時に支援を受けられないことになってしまう¹⁰¹⁾。これは刑罰による制裁としての効果が依然として継続しており、その結果、当該被害者は社会から追放された立場にあるということを意味しよう¹⁰²⁾。しかし、有罪判決に基づいて科された刑罰の効果は刑を全うすることによって終了しているのである。したがって、仮に有罪判決に基づいて何らかの権利の制限が許されるとしても、それは真に必要な場合に必要な程度に限定されるべきであろう¹⁰³⁾。そもそも、補償を受けるに相応しい「罪のない被害者」であるかどうかは、犯罪経歴に機械的に依拠して、過去に遡ってまでそれがあるかどうかという形で判断されるのではなく、補償を申請する原因となった個別の事案ごとに、当該事案の内容や被害者が被害を受けるに至った経緯・状況等から判断されるべきである。

また、被害者の中には犯罪事実を通報しない者もいようが、それを通報し、補償を申請している者にとっては、補償制度が適用されることは経済的な支援に留まらず、それ以上に象徴的な意味があるということも指摘されている。すなわち、補償を申請している者は自らが犯罪によって被害を受けた被害者であるということを適切に認知されることを求めているのであり、そこで、補償制度が適用されることになれば、それは自らが罪のな

https://mainichi.jp/articles/20200921/ddl/k01/010/014000c(同)等参照。

¹⁰¹⁾ See Hancock, supra note 7, at 1338 and 1372–1373.

¹⁰²⁾ See Demleitner, supra note 7, at 154 and 160. 犯罪経歴があることを理由として補償制度の適用を制限するのは、犯罪経歴という刑罰的効果にのみ目を向け、当該被害者の回復や立ち直りを促進することに目を向けていない考え方であるように思われる。See Wemmers, supra note 3, at 19–20.

¹⁰³⁾ Demleitner, *supra* note 7, at 154.

い被害者であることを認められたというメッセージにつながる。それが被害者の癒しにつながり、補償制度は経済的な支援の意味合いのみならず、セラピー的な効果を伴った支援策にもなり得る¹⁰⁴⁾というのである。

二でも触れたように、被害者補償制度というのは、すべての被害者を保 護・支援し、これらの者に対する正義と癒しを促進することを目的として 制度化されたものである。しかし、犯罪経歴による制限を設けている州の 制度は補償制度の基本的な目的に沿わないものになっているように見受け られる。これらの州では、社会の中で最も弱い立場にあり、最も支援を必 要としている被害者が保護されないままで放置されているからである¹⁰⁵⁾。 そこで、①すでに自らに科された刑を全うし、罪を償った者が更なる不利 益を受けることがないようにする。②何らかの罪で有罪判決を受けた者で あっても、再度社会の一員となる機会が付与されることを保証する、③黒 人の被害者に対する補償制度の運用状況からも見出せるように、人種に基 づいた不公平が刑事司法の中でこれ以上拡大しないようにするなどのため にも、犯罪経歴に基づく制限という措置は是正される必要があると考えら れる106)。具体的には、犯罪経歴を有する者であっても補償を受けられる ように、刑期の満了によって刑罰の効果はすでに終了していることを明確 にする法改正を行い、補償の対象となる被害者の範囲を拡大することであ る¹⁰⁷⁾。こうした法改正は元々の被害者補償制度の目的にも適うものであ ろう。特に合衆国の場合には、黒人の被害者にとっては不平等な刑事司法 の運用になっていることが窺われるが、こうした改正は人種に関連した補 償制度運用上の不平等を解消することにもつながると考えられる¹⁰⁸⁾。

¹⁰⁴⁾ Wemmers, *supra* note 3, at 13–14.

¹⁰⁵⁾ Hancock, *supra* note 7, at 1347.

¹⁰⁶⁾ *Ibid.* at 1362.

¹⁰⁷⁾ Ibid. at 1371 and 1373.

¹⁰⁸⁾ See Ibid. at 1371 and 1373.

比較法雑誌第56巻第1号(2022)

【付記】

本稿をまとめるに当たっては、帝塚山大学客員教授・松岡幸司先生から有益なご 教示を賜りました。また、松岡先生よりご紹介頂いた、奈良県警察本部警務部県民 サービス課犯罪被害者支援室室長補佐・角谷智子警部からは実務に関して有益なご 教示を賜りました。警察庁長官官房総務課広報室からも通達に関して回答を得ました。記して御礼申し上げます。なお、本稿の内容に関する文責はすべて筆者にあります。